

契約変更理由書

神戸市

工 事 名	横尾74号線スロープ設置工事
変更後の工事概要 道路土工 1式 排水構造物工 1式 舗装工 1式 縁石工 1式 道路施設工 1式 構造物撤去工 1式 仮設工 1式	
設計変更の理由 1. 転落防止柵工の変更 スロープ北側の手すり設置について、北側側溝のサイズ変更に伴い側溝天端とスロープとの落差が大きくなるため、安全性を考慮し転落防止柵設置に変更することとなった。このため、手すり設置工が減工となり、転落防止柵設置工が増工となる。 2. 構造物撤去工の変更 既設階段をとりこわしたところ、設計で無筋コンクリート構造物の撤去となっている箇所が鉄筋コンクリート構造物で構成されていたため、鉄筋コンクリートのとりこわし・運搬・処分の数量が増となる。 3. フェンス及び電気設備の撤去復旧工の変更 駐輪場背面部に新たに排水溝を設けるにあたり、既設フェンスの撤去・再設置が必要となるためフェンスの撤去復旧工が増工となる。また駐輪場の復旧に伴い、電気設備の撤去・再設置が必要となるため、電気設備の撤去復旧工が増工となる。 4. その他、現地精査による数量の増減による変更	